

条例の概要

- ① **目的** (第1条)
- ・屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う
- ② **定義** (第2条)
- ・屋外広告物：常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
 - ・屋外広告業：屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業
- ③ **広告物のあり方** (第3条)
- ・屋外広告物は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない
- ④ **県等の責務** (第3条の2)
- ・県：第1条の目的を達成するため、啓発・規制・誘導その他の必要な施策を実施する
 - ・広告主、屋外広告業者：この条例に適合する屋外広告物を表示し、かつ、これらを適正に管理するとともに、県の施策に協力するよう努める
 - ・県民：県が実施する施策に協力するよう努める

⑤ 屋外広告物に関する基本的施策

(1) 禁止地域 (第4条)

- ・屋外広告物を表示してはいけない地域

(2) 禁止物件 (第5条)

- ・屋外広告物を表示してはいけない物件

(3) 屋外広告物の許可 (第6条 他)

- ・屋外広告物の表示にあたっては、知事の許可を受けなければならない(市町村に権限移譲)

(4) 適用除外 (第7条)

- ・禁止地域や禁止物件であっても表示可能な屋外広告物等

(5) 管理義務 (第15条)

- ・屋外広告物の表示者または管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない

(6) 違反に対する措置 (第17条、第18条、第19条 他)

- ・知事は、条例に違反して屋外広告物を表示したものに対して、許可の取消しや勧告、命令を行うことができる(市町村に権限移譲)

⑥ 屋外広告業に関する基本的施策

(1) 屋外広告業の登録 (第23条)

- ・県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない

(2) 登録の取消し・営業停止 (第25条の5)

- ・知事は、屋外広告業者が、条例等に違反したときや、不正の手段により登録を受けた場合などに、登録の取消しや営業停止を命じることができる

⑦ その他の施策

(1) 屋外広告物講習会の開催 (第24条)

- ・知事は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催する

(2) 罰則 (第32条・第33条)

- ・条例に違反した広告物を表示したり、不正な手段により屋外広告業の登録を受けた者などは、懲役(最高2年)や罰金(最高100万円)に処せられる(行政刑罰)